

令和元年十一月十二日受領
答弁第六三三号

内閣衆質二〇〇第六三三号

令和元年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員中谷一馬君提出国会議員が省庁に通告した質問要旨が当該国会議員の許可なく質問前に公に広く流出及び漏洩した事例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出国会議員が省庁に通告した質問要旨が当該国会議員の許可なく質問前に公に広く流出及び漏洩した事例に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「質問要旨が当該国会議員の許可なく質問前に公に広く流出及び漏洩」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、衆議院又は参議院の委員会から、審査又は調査のための参考人（政府参考人を除く。以下同じ。）の出席の調整を求められた場合、当該参考人に対し、その調整のために質問通告の内容を伝えることは、適切な対応であると考えており、今後とも、当該委員会の意向を踏まえて、丁寧に対応してまいりたい。